

第3編 原子力艦に係る事故災害対策

第1章 災害応急対策への備え

本章は、災害対策基本法に基づき実施する原子力艦の原子力災害の事前対策を中心に示したものです。

1 情報伝達体制の充実・強化

県及び関係市町村は、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、相互間、並びに国その他関係機関との間において、情報収集・連絡体制の充実・強化に努めます。

その際、夜間休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

また、災害発生時に備え、通信設備等の充実に努めます。

2 県及び市町村の防災体制の整備

(1) 警戒体制をとるために必要な体制の整備

県及び関係市町村は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生の通報を受けた場合等に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・伝達等が行えるよう、必要な体制を整備します。

また、県及び関係市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成等に努めます。

(2) 災害対策本部体制等の整備

県及び関係市町村は、内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置した場合等に、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、あらかじめ災害対策本部等の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等について定めておきます。その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあること並びに事態が長期化することなどを想定するよう努めるものとします。

(3) 迅速・的確な応急活動実施のためのマニュアルの整備

県は、発災直後の情報の収集・連絡、モニタリング、避難等の応急活動を迅速・的確に実施するためのマニュアルについて、訓練による検証等により、その充実に努めます。

関係市町村においても、必要に応じマニュアルを策定します。

(4) 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材の整備等

ア 県及び関係市町村は、国と協力し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。

イ 国、県及び関係市町村は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行います。

3 専門家の派遣要請手続等の整備

県及び関係市町村は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生の通報を受けた場合等における、専門的知識を有する国の職員、モニタリングに関する専門家、国の原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請手続、並びに現地への移送協力の内容（ヘリコプター臨時離着陸場の指定・利用手続、臨時離着陸場から現地までの先導体制等）について、国や関係機関と協議の上、あらかじめ定めておきます。

4 モニタリング体制の整備等

県は、原子力艦寄港時に、国が横須賀原子力艦モニタリングセンターを拠点として実施する原子力

艦が寄港する港湾等における放射能調査（以下「放射能調査」といいます。）への職員派遣、国（原子力規制委員会、海上保安庁）及び横須賀市との協力体制の確立など、環境放射線モニタリングの実施体制を整備・維持します。

○ モニタリングポスト等の設置状況

1 設置数

陸上部分の調査のため、国（原子力規制委員会）は計 16 ヶ所のモニタリングポスト等を設置するほか、モニタリングカーを所有しています。

（内訳）モニタリングポスト 10 ヶ所

モニタリングポイント 6 ヶ所

また、海上部分の調査のため、国（海上保安庁）がモニタリングボートを所有しています。

2 設置場所

原子力艦停泊地点周辺及びその近辺

3 調査体制

(1) 非寄港時

ア 通常調査（国の委託を受け、横須賀市が実施）

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定
- ・モニタリングポイント：積算線量計による放射線測定（回収は3ヶ月に1回）

イ 定期調査（海上保安庁、水産庁が実施）

- ・モニタリングボート等による空間・水中の放射線測定（1回/月）
- ・飲料水、土壌、野菜類等の放射能測定・分析（1回/年）
- ・海水、海底土、海産生物の放射能測定・分析（四半期ごと）

(2) 寄港時（原子力規制委員会、海上保安庁、県、市が実施）

ア 入港前調査（入港前日）

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定
- ・モニタリングカー：空間の放射線測定
- ・モニタリングボート：空間・水中の放射線測定、海水の採水

イ 入港時調査

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定
- ・モニタリングボート：空間・水中の放射線測定

ウ 寄港中調査

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定、海水の採水
- ・モニタリングカー：空間の放射線測定、海水の採水
- ・モニタリングボート：空間・水中の放射線測定、海水の採水

エ 出港時調査

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定、艦付近の海水の採水
- ・モニタリングボート：空間・水中の放射線測定、港内・外での海水の採水

オ 出港後調査（出港翌日）

- ・モニタリングボートによる海水の採水、海底土採取の実施

5 避難誘導体制等の整備

(1) 避難誘導計画の策定

関係市町村は、必要に応じ国、県、専門家等の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画をあらかじめ策定します。

(2) 避難誘導体制等の整備

関係市町村は、住民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制等をあらかじめ整備します。

(3) 住民等の避難状況の確認体制の整備

関係市町村は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合における住民等の避難状況を確認するための体制をあらかじめ整備します。

(4) 避難場所・避難方法等の周知

関係市町村は、屋内退避、避難や避難退域時検査等の場所・方法について、避難誘導計画等に記載するとともに、日ごろから住民等への周知徹底に努めます。

(5) 要配慮者の避難誘導體制等の整備

関係市町村及び関係する施設管理者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

特に、男女のニーズの違い等の男女双方の視点並びに放射線の影響を受けやすい妊産婦及び乳幼児等については、充分配慮します。

6 周辺住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 提供すべき情報内容の整理

県及び関係市町村は、事故等発生後の経過に応じ、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、分かりやすい例文を準備するよう努めます。

(2) 要配慮者に係る情報伝達体制の整備

関係市町村は、原子力災害の特殊性を考慮し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めます。

(3) 住民相談窓口の設置

県及び関係市町村は、国と連携して、通訳ボランティア等の協力を得て可能な限り多言語で外国人等に配慮した、住民相談窓口の設置等について準備しておくものとします。

7 緊急輸送活動体制の整備

各道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、相互に協力して、道路管理の充実を図ります。

8 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

(1) 救助・救急活動体制の整備

ア 関係消防機関は、平常時から県その他関係機関と連携を図り、原子力艦の原子力災害等に適切に対処するため、消防活動体制等の整備に努めます。

イ 関係消防機関は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救急自動車等の整備に努めます。

(2) 医療救護活動体制の整備

ア 県及び関係市町村は、国から整備すべき資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めます。

イ 関係市町村は、服用対象の避難者等に迅速、的確に安定ヨウ素剤を配布できるよう、体制の整備に努めます。

ウ 県は、国、関係市町村、医療機関その他関係機関と協力して、医療救護活動体制を整備するよう努めます。

9 関係機関相互の連携強化

県及び関係市町村は、緊急時に必要な装備、資機材、人員等に関する広域的な応援について、関係機関との応援協定の締結など、体制の整備を図ります。

第2章 災害時の応急対策活動

本章は、国等から原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合及びモニタリングポストで異常値を検出した場合の応急対策を中心に示したのですが、これら以外の場合であっても、防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応することとします。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報等の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

県は、国（外務省、南関東防衛局）等からの原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係市町村及び関係機関へ連絡します。

(2) モニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある数値を検出した場合

ア 県は、(1)の場合を除き、国のモニタリングポスト等により、異常値の検出情報を入手した場合、直ちに国（外務省、南関東防衛局等）等に確認します。

イ 連絡を受けた国（外務省）は、外国政府に対し、周辺地域（海域）における立入制限区域の設定等のための事故の規模等について確認し、確認の結果を南関東防衛局、県及び関係市町村等に連絡します。

(3) 原子力艦の原子力災害発生後の応急対策活動状況等の連絡

ア 県及び関係市町村は、自ら行う応急対策活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等について、関係指定行政機関を通じて、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡します。

イ 県は、関係市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等との間において、相互の連絡を密にします。

また、関係市町村においても、指定地方公共機関等との間において、相互の連絡を密にします。

なお、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政通信網等を活用し、情報収集・連絡を行います。

2 放射性物質又は放射線による影響の早期把握のための活動

(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の対応

県及び原子力艦寄港市は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の放射能調査の実施に関して、国（原子力規制委員会、海上保安庁、水産庁）に協力します。

また、放射能調査によって通常の観測値を明らかに上回る値が観測された場合は、国（原子力規制委員会）と協力して、モニタリング活動の実施に努めます。

(2) モニタリング支援体制

ア 原子力事業者は、国（経済産業省）がモニタリング資機材の貸与等の協力要請を行ったときは、協力を努めます。

イ 国（防衛省）は、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関し、知事が防衛大臣又はその指定する者に対し自衛隊の災害派遣要請を行ったときは、自衛隊のヘリコプター又は艦艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリング活動を支援しま

す。

ウ 国（第三管区海上保安本部）は、海上における緊急時モニタリングに関し、知事が第三管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援を行います。

(3) モニタリング結果のとりまとめ、連絡

国（原子力規制委員会）は、環境放射線モニタリングの結果等を取りまとめ、県、関係市町村等に連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の警戒配備体制

県では、24時間体制により災害の発生に備えています。時間外・休日等に事故等が発生した場合には、まずくらし安全防災局の当直員が事故情報等の収集・伝達を行います。

また、事故等の状況に応じて人員を増員し、速やかに警戒配備体制に入ります。

さらに、国のモニタリングポスト等により、異常値の検出情報を入手し、原子力艦の原子力災害による可能性が極めて高いと確認されたとき若しくはそのおそれがあるときは、直ちに県警戒本部の設置準備を開始します。

(2) 事故対策のための警戒体制

ア 県警戒本部の設置

県は、次のいずれかの場合、速やかに職員を非常参集させ、くらし安全防災局長を本部長とする県警戒本部を関係部局とともに設置し、国、関係市町村、関係指定行政機関その他関係機関と緊密な連携を図りつつ、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

なお、地震、津波等との複合災害が発生している場合は、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあること、並びに事態が長期化することを想定して活動します。

(ア) 国（外務省、南関東防衛局）等から原子力艦の原子力災害の発生のおそれ又は発生に関して連絡があったとき

(イ) 放射性物質の漏えい等の影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、事故の規模、予想される被害等により、知事が必要と認めるとき

イ 県警戒本部の廃止

県警戒本部の廃止は、次のいずれかの基準によります。

(ア) 県警戒本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めるとき

(イ) 県災害対策本部が設置されたとき

(3) 県災害対策本部の設置

ア 県は、次のいずれかの場合、直ちに知事を本部長とする県災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとります。

(ア) 内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置したとき

(イ) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めるとき

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、必要と認める者に連絡します。

ウ 県くらし安全防災局は、県災害対策本部統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係局にまたがる対策の調整を行います。

(4) 現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、県災害対策本部の組織として現地災害対策本部（現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長）を地域県政総合センター等に設置します。

イ なお、県災害対策本部設置に至らない災害で、応急対策上必要と認めるときは、知事は現地対策本部を設置します。

(5) 関係職員の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、県災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には地域県政総合センター所長に通知します。地域県政総合センター所長は、関係職員を参集・配備させます。

(6) 県災害対策本部の廃止

県災害対策本部の廃止は、次のいずれかの基準によります。

ア 国の非常災害対策本部等が廃止されたとき

イ 県災害対策本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めるとき

2 県警察の活動体制

県警察は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、県、関係市町村及び関係機関と連携して次の応急対策を実施します。

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規則及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) その他必要な措置

3 市町村の活動体制

(1) 関係市町村においても、事故等の状況に応じ、県の活動体制に準じた体制をとります。

(2) 関係市町村は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。

ア 救出・救助・救急活動

- イ 医療救護活動
- ウ 周辺住民等に対する災害広報
- エ 警戒区域の設定
- オ 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の指示、避難誘導
- カ 指定避難所等の開設・運営管理
- キ その他必要な措置

(3) 関係市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 広域的な応援体制

(1) 専門家等の派遣要請

知事及び関係市町村長は、国（外務省、南関東防衛局）等から原子力艦の原子力災害の発生の通報を受けた場合等、必要に応じ、専門家の助言・指導を得るため、国に対して、専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を求めます。

(2) 他市町村長への応援要請

関係市町村長は、当該市町村の地域に係る原子力艦の原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含みます。）が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請します。

(3) 市町村長への応急措置等の指示

知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

(4) 知事による応援要請等の措置

知事は、関係市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請〔警察法第60条〕
- ・ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称 かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- ・ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）〔消防組織法第44条〕
- ・ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議及び関東地方知事会、全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

(5) 消防の応援要請

消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがない場合や人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行います。

(6) 職員の派遣要請

知事及び関係市町村長は、原子力艦に係る事故災害対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請します。

また、知事は内閣総理大臣に対し、関係市町村長は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めます。

(7) 自衛隊の派遣要請

ア 知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき、災害派遣を要請します。

イ 関係市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求します。

この場合、必要に応じて、その旨及び関係市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。なお、関係市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

ウ 関係市町村長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣をします。なお、関係市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

エ 自衛隊は、原子力艦の原子力災害派遣等において、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備等に応じて、モニタリング、避難の援助、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送等の活動を支援します。

5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の防護対策の実施

ア 県、関係市町村及び関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護について万全の対策を講じるものとします。

イ 県、関係市町村及び関係機関は、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとします。

ウ 県は、関係市町村及び関係機関から要請があった場合、県が保有する防護資機材等を貸与するなどの措置を講じます。

また、県が保有する資機材等に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、国、原子力事業者その他関係機関に対し、資機材等の応援を要請します。

(2) 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

ア 緊急事態応急対策に従事する者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く。）の放射線防護に係る指標については、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考として実効線量で50mSvを上限とする。ただし、人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合は、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とし実効線量で100mSvを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。

眼の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。

皮膚：等価線量で1Svを上限とする。

なお、これらの緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活

動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

イ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を県が要請した場合、緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

ウ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

エ さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣を要請します。

第3節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

1 屋内退避、避難等の防護活動の実施

(1) 県の措置

県は、関係市町村に対し、国の非常災害対策本部等の屋内退避又は避難に関する指導又は助言の伝達、避難状況の確認、必要な助言等を行います。

また、関係市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係市町村に対し、応急措置の実施について必要な指示をします。

(2) 市町村の措置

ア 関係市町村長は、国の非常災害対策本部等の指示、又はモニタリングの結果や専門家の助言・指導等に基づく独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示を行います。

イ 関係市町村は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、住民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

また、これらの情報について、非常災害現地対策本部等及び県などに対して情報提供するものとします。

(3) 県警察の措置

県警察は、関係市町村長が避難のための立ち退き又は屋内への退避を指示することができないと認めるとき、又は関係市町村長からの要求があったときには、住民等に対して避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示等を行います。

この場合、その旨を直ちに関係市町村長に通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。

この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(4) 避難等の指示の内容

屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行います。

ア 避難等を要する理由

イ 避難指示等の対象地域

ウ 避難先等とその場所

エ 避難経路

(5) 住民等への周知

関係市町村は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民等への周知を実施します。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とします。

(6) 知事等への報告

関係市町村長は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、速やかに、知事に報告します。

(7) 避難状況の確認

関係市町村は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問や指定避難所等における確認等により、住民等の避難状況を確認します。

(8) 要配慮者への配慮

関係市町村は、避難誘導や指定避難所等での生活に関し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者並びに男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するものとします。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦の指定避難所等での健康状態の把握等に努めます。

(9) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査の実施

関係市町村は、県、原子力事業者その他関係機関と連携し、住民等が避難区域等から避難した後、住民等の避難退域時検査及び除染を行います。

(10) 広域避難

市町村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

(11) 広域一時滞在

市町村は、大規模な災害が発生し、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、他の都道府県との協議を求めることができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって

行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外への市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

(12) 避難指示等の実効性の確保

関係市町村長が屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った区域については、県警察など関係機関は、外部から車両等が進入しないよう必要な措置を講じるなど、指示等の実効を上げるために必要な措置をとります。

(13) 治安の確保等

県警察、消防機関及び第三管区海上保安本部は、原子力艦の原子力災害が発生した周辺地域（海域）の立ち入り制限区域及び周辺地域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めます。

(14) 感染症流行下での防護措置

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められます。

そのため、原子力災害時における防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染症対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期することとします。

その上で、原子力災害時における防護措置の基本的な考え方は、国の定めるガイドライン等を参考にします。

2 安定ヨウ素剤の服用指示

県及び関係市町村は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行います。

県は、国の非常災害対策本部等から、安定ヨウ素剤服用の指示又は指導・助言があった場合、あるいは原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、関係市町村と連携して、直ちに服用対象の避難者等に対して、安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他必要な措置を講じます。

なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとします。

3 飲料水、飲食物の摂取制限

県及び関係市町村は、モニタリングの結果、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等、必要な措置を講じます。

4 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

県及び関係市町村は、モニタリングの結果、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言・指示等に基づき、農林畜水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講じます。なお、飲食物摂取制限に関する指標は、第1編第4章2に準じます。

5 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給

県及び関係市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行います。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

なお、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、県は、非常災害対策本部等に物資の調達を要請します。

第4節 災害時の県民等への広報

1 関係機関が連携した広報活動の実施

(1) 適切・迅速な広報活動の実施

県、関係市町村その他関係機関は、国と連携して、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の特殊性を勘案し、放射性物質又は放射線の異常放出により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における周辺住民等の心理的動揺又は混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低減するため、速やかに広報部門を設置し、相互に連絡をとり合いつつ適切・迅速な広報活動を行います。

(2) 定期的な広報の実施

広報に当たっては、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するよう努めます。また、情報の空白期間がないよう、定期的な広報に努めます。

(3) 国の発表内容の広報活動

国の非常災害対策本部等を通じて発表された内容について広報活動を行います。

(4) 要配慮者等への配慮

広報に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者への配慮に努めます。

2 県の広報

(1) 広報の内容

広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられますが、周辺住民等のニーズに応じた多様な内容を提供します。

- ア 事故等の発生場所及び発生時刻
- イ 事故等の状況及び今後の予測
- ウ 被害状況と応急対策の実施状況
- エ 屋内退避や避難の必要性の有無
- オ 県民のとるべき措置及び注意事項
- カ 指定避難所等・検査場所の設置及び安否情報
- キ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ク ライフラインの状況
- ケ モニタリングの結果
- コ 医療救護活動の実施状況
- サ 飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況

- シ 飲料水、飲食物等の供給状況
- ス 相談窓口の設置状況
- セ 安定ヨウ素剤の服用等の実施に関する情報
- ソ その他必要な広報

(2) 広報の方法

県は、次により広報活動を行います。

ア 報道機関への要請

- (ア) 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して広報を要請します。
また、県民への県災害対策本部設置の伝達、混乱防止のために、必要に応じ、知事談話等の放送を要請します。
- (イ) 「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請します。

イ 一般広報

- (ア) 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報
- (イ) 関係市町村等の広報媒体を活用した広報
- (ウ) 県広報車（放送設備のある車両）による広報
- (エ) 必要に応じたヘリコプターによる広報
- (オ) 県提供のテレビ及びラジオの広報番組を活用した広報
- (カ) 新聞紙面購入による広報
- (キ) ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

3 市町村の広報

関係市町村は、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、県に準じた広報活動を行います。

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、周辺住民等のニーズを十分に把握し、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市町村及び報道機関に広報を要請します。

5 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

第5節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

国、県、関係市町村、消防機関その他関係機関は、緊急輸送を行う場合には、原則として次の順位で実施します。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、現地災害対策本部等において対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送

- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通を確保するため、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ、被害の状況や緊急度、重要度を考慮して一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行います。

第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止します。

第6節 救助・救急及び医療救護活動

1 救助・救急活動

(1) 消防機関による資機材の確保

消防機関は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、他の消防機関、原子力事業者その他関係機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じます。

(2) 専門家等の意見を踏まえた消火活動の実施

消防機関は、必要に応じ、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、迅速に救助・救急活動の実施に努めます。

2 医療救護活動

(1) 県の体制

ア 県は、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、保健医療福祉調整本部を設置し、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。

イ 県は、必要と認めるときは、国（内閣府（防災担当）（政府本部設置後は非常災害対策本部又は緊急災害対策本部））に対し、被ばく医療に係る医療チーム要員の派遣要請を行います。

(2) 市町村の体制

ア 関係市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置するとともに、地区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成します。

イ 関係市町村は、必要と認めるときは、県その他関係機関に協力を要請します。

(3) 指定公共機関等

ア 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣して医療救護活動を行います。

イ 国立病院機構

国立病院機構は、県の要請に基づき、医療班を派遣して、医療救護活動を行います。

ウ (公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県病院協会、(公社)神奈川県看護協会

(公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県病院協会及び(公社)神奈川県看護協会は、県又は関係市町村からの協力要請若しくは自らその必要を認めるときは、地区医師会等に医療救護活動を要請します。

エ (公社)神奈川県薬剤師会、神奈川県医薬品卸業協会

(公社)神奈川県薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会は、県、関係市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会及び各医薬品卸業協会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

オ (公社)神奈川県放射線技師会

(公社)神奈川県放射線技師会は、医療機関における放射線防護を実施するとともに、検査場所等における周辺住民等の避難退域時検査に対し協力します。

(4) 国への援助要請

知事及び関係市町村長は、原子力艦に係る事故災害対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めます。

(5) 医療救護班の活動

各医療救護班は、必要に応じて、国の被ばく医療に係る医療チーム等の指導を受け、救護所において、住民等の避難退域時検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ処置等を行います。

(6) 被ばく傷病者等を受入可能な医療機関の活動

被ばく傷病者等を受入可能な医療機関は、救護所等から搬送されてきた被ばく傷病者等について、精密な医学的診断、放射能汚染の測定、正確な被ばく線量の測定、除染等を実施します。

(7) 医療機関の安全性の確認と公表

県は、被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、その医療機関について放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとします。

(8) 被ばく傷病者等を受入可能な医療機関への搬送

県は、自ら必要と認める場合又は関係市町村から被ばく傷病者等の搬送について要請があった場合は、消防機関、自衛隊等に対し、搬送を要請します。

第3章 災害復旧対策

本章は、国の指導・助言に基づき、県や関係市町村の屋内退避、避難等の防護活動が解除された後の復旧対策を中心に示したものです。これ以外の場合であっても、防災対策上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとします。

第1節 各種制限措置の解除

県、関係市町村その他関係機関は、国の指導・助言に基づき、屋内退避、避難を解除するとともに、放射性物質による汚染状況等の調査結果等を踏まえ、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農林畜水産物等の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除します。

第2節 災害地域住民に係る記録の作成等

1 災害地域住民等の登録

関係市町村は、屋内退避及び避難の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在したこと、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録します。

2 災害対策措置状況の記録

県及び関係市町村は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとします。

第3節 被害等の影響の軽減

1 心身の健康相談体制の整備

県及び関係市町村は、国とともに、原子力艦の原子力災害が発生した現場の周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備します。

2 風評被害等の影響の軽減

県、関係市町村その他関係機関は、国と連携して、必要に応じ、科学的根拠に基づき、農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行い、風評被害等を未然に防止又は軽減します。

3 被災中小企業者等に対する支援

県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ高度化事業災害復旧貸付等により、設備復旧資金の貸付を行うほか、中小企業制度融資等により、速やかな事業再建を金融面から支援します。

また、被災中小企業者等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置します。

4 物価の監視

県は、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表します。

第4節 損害賠償

国（防衛省）は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理を行います。

第4章 その他原子力艦の原子力災害に関する対応

第1章～第3章は、原子力艦に係る事故災害対策を示していますが、防災上必要と認められるときは、国、関係市町村その他関係機関と連携して、第2編に準じた対応をとるものとします。

令和8年3月

神奈川県地域防災計画
－原子力災害対策計画－

発行 神奈川県防災会議
編集 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課
横浜市中区日本大通1
電話 045(210)1111
